

事業者の皆さまへ

令和3年3月
岡山県

景観法に係る手続等の変更について

景観行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本県では、県民の利便性の向上、行政手続の簡素化等に対応するため、景観法に係る手続等を下記のとおり見直しましたので、ご留意願います。

記

1 押印の義務付け廃止

景観法第16条に基づく以下の届出書への押印の義務付けを令和3年4月1日から廃止します。

<対象様式>

- ・景観モデル地区行為（変更）届出書(様式第1号)
- ・大規模行為（変更）届出書(様式第2号)

2 受理通知書の廃止

法令に規定のない受理通知書の交付を令和3年4月1日から廃止します。

なお、大規模行為等に係る実施制限期間の短縮に関する通知書は引き続き交付します。

3 受付窓口の変更（関係市町村(景観行政団体以外の市町村)→県民局環境課)

これまで1に記載の届出書は関係市町村（景観行政団体以外の市町村）に提出いただいていたましたが、令和3年7月1日から所管の県民局環境課に窓口が変更となります。

問い合わせ先

岡山県環境文化部環境企画課

（審査・調整班） 則武

電話086-226-7299